

みんなで考えよう！

市町村合併

合併市民懇談会・新市と岡谷市のサービス比較から

今回は、9月30日から行われています合併市民懇談会に配布しました、諏訪地域6市町村任意合併協議会で協議された「新市の市民サービスと負担」と「岡谷市のサービス」の比較についてお知らせします。

また、懇談会にご参加いただきました市民のみなさんから多かった質問内容について、お知らせするとともに、もう一度市町村合併の効果について考えてみましょう！

6市町村同時合併か、段階的合併はあるか

6市町村が同時合併し、20万人以上の特例市になつてこそ、合併の効果が上がるものと考えております。住民投票やアンケート調査の結果により、今年の12月には合併のおよその枠組みは決まってくると思われます。しかし合併特例法の期限内に合併することが必要であり、条件の調った市町村から、合併することが、好ましいと思います。

分権型合併・地域局・地域審議会とは何ですか

分権型合併とは、「住民の声が行政に届きにくくなる」、「周辺部が取り残される」、「役所が遠くなる」といったことや6市町村が全部画一化され、金太郎飴のような個性のない地域となってしまうということが、具体的に住民の不安・不満として上げられていたことから、それらへの対応として提唱されたもので、合併前の市町村に一定の権限・財源を持たせ、地域の自立

合併特例債とは借金ですか、あまり使わないほうがいいと思いますか

合併特例債は、新市のまちづくりのための建設事業と地域振興、市民の一体感醸成のための基金造成事業とがあり、建設事業では、例えば、市町村間を結ぶ道路建設等が考えられます。基本的には無駄なものは一切造らない。必要最低限のものを造っていく方針です。

特例市とはどのようなものですか

特例市になるためには、人口20万人以上であることが条件となります。

権限が委譲される事務は、16法律20項目であり、市民生活に關係する事務としては、騒音を規制する地域の指定、悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、振動を規制する地域の指定、開発行為の許可、建築等の許可等があり、現在、岡谷市が許可申請により実施している計量法に基づく勧告、定期検査等についても含まれています。

市民のみなさんは、県まで行

かずに市の中で処理することができます。

市の特例には、政令指定都市、中核市、特例市とあり、政令指定都市は、ほぼ県と同等の仕事の権限を持ち、中核市は、県の仕事の約70%程度の権限の仕事をする事ができます。

また、地方分権を更に進めるため、広島県などではステップアップといって、政令指定都市の権限を中核市に、中核市の権限を特例市に委譲しており、全国的に広がるものと思います。

アンケート調査により、住民の意見集約をしますか、住民投票はしませんか

市民懇談会、団体などとの懇談会を通じ、市民のみなさんへの情報提供に努めるとともに、アンケート調査により、市民のみなさんの意向を把握し、合併の機運を高めていきたいと考えています。

住民投票は、○か×だけです。が、○、×の理由や意見・提言等をいただくには、アンケート調査の方が優れています。

住民意見の集約は、永住外国人を含む18歳以上の全市民（約

合併市民アンケート実施

11月5日(水)から17日(月)までの間で、合併市民アンケートを行います。お忙しいとは思いますが、期日までに回答をお願いします。

◆新市建設計画案の説明ビデオ・DVDを貸し出します。(時間15分)
お問い合わせは、広域合併推進室 ☎23-4811 (内線1521)

比べてみると...

任意合併協議会の協議結果と 岡谷市の現行制度を比べました



●新市の基本的なしくみは？

協議項目	任意合併協議会 協議結果	岡谷市の現行制度														
議会の議員の定数および任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 合併後最初に行われる設置選挙は総定数を39人とし、旧市町村を単位に6選挙区を設ける。選挙区ごとの定数は、岡谷市8人、諏訪市8人、茅野市8人、下諏訪町6人、富士見町5人、原村4人とする。 	<p>【定数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>岡谷市</th> <th>諏訪市</th> <th>茅野市</th> <th>下諏訪町</th> <th>富士見町</th> <th>原村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table> <p>← (新市の法定議員定数の上限38人に近い定数39人を上記の現在の定数に比例して配分しました)</p>	岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	合計	24	23	23	18	16	13	117
岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	合計										
24	23	23	18	16	13	117										
財産の取扱い (公の施設含む)	<ul style="list-style-type: none"> 6市町村の所有する財産、公の施設および債務は、すべて新市に引き継ぐ。 各財産区は、財産区財産として新市に引き継ぐ。 <p>【公有財産の合計】(H13年度末) 基金：32,684,616千円 地方債残高：88,169,142千円</p>	<p>【公有財産】(H13年度末) 土地：1,009,292㎡、山林：3,417,490㎡ 建物：249,836㎡、基金：8,312,721千円 地方債残高：24,152,683千円</p> <p>【財産区財産】(H13年度末) 土地(山林)：2,470,293㎡</p>														
消防団の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 消防団は当面現行のとおり。(報酬は調整が必要、消防協会の意向確認が必要) 	<p>【分団数】 団本部1、分団11 【団員数】 549名 (団長1名、副団長1名、分団長11名)</p>														
行政区の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 同一の区名等で支障があると思われるものは、行政区の意向を確認しながら調整する。行政区への補助金・役員報酬・委託料・交付金は、経過期間を設け検討。 	<p>【区・集落組合数】 22 【区・集落組合振興補助金】(H13年度) 区補助金総額 23,360千円 1区当り平均 1,112,397円 自治会補助金 12,375円</p>														

●市民の負担は？

協議項目	任意合併協議会 協議結果	岡谷市の現行制度
地方税の取扱い (個人市町村民税)	<p>【均等割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併年度は旧市町村の例によるが、翌年度からは標準税率(2,500円)に合わせる。下諏訪町、富士見町、原村は500円の増額。 合併年度の納期は茅野市の例による。 第1期 6月1日より同月30日まで 第2期 8月1日より同月31日まで 第3期 10月1日より同月31日まで 第4期 12月1日より同月25日まで 	<p>【均等割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税率：2,500円/年(標準税率) <p>【納期】 第1期 6月1日より同月30日まで 第2期 8月1日より同月31日まで 第3期 10月1日より同月31日まで 第4期 翌年1月1日より同月31日まで</p>
水道料金	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金、加入金、分担金は、合併年度は現行どおりとし、翌年度以降3年を目途に計画的に調整する。 	<p>(新市建設計画案 概要版 P.20 参照)</p>

協議項目	任意合併協議会 協議結果	岡谷市の現行制度																																																																																																																																					
下水道使用料等	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道使用料は、流域関連公共下水道の下水道事業計画に基づき、低い市町村（現行では諏訪市）に合わせることを基本に、合併時に統一する方向で検討する。 	<p>（新市建設計画案 概要版 P.20 参照）</p>																																																																																																																																					
<p>保育料 保育園（所）管理運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ● 保育料は、総合的に最も負担の少ない諏訪市の保育料を基本に、新市において定める。ただし、合併年度は、旧市町村の保育料による。 <table border="1" data-bbox="443 808 927 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>15,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>所得税64,000円未満</td> <td>28,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>64,000円～160,000円未満</td> <td>44,000円</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>160,000円～408,000円未満</td> <td>57,000円</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>408,000円以上</td> <td>60,000円</td> <td>29,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 長時間保育利用料の区分は茅野市の例とし、料金は低い諏訪市の額を新市の3歳以上児の額とし、3歳未満児は一定額を上乗せした額に統一する。 ● 長時間保育の利用時間は、地域の実情に合わせ調整する。 ● 一時保育利用料は、茅野市の例により統一する。 ● 休日保育は、岡谷市の例により実施の方向で検討する。利用料は岡谷市の例による。 <table border="1" data-bbox="443 1518 927 1776"> <caption>長時間保育</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">早朝分</th> <th colspan="2">無料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">月～土曜利用</td> <td>3歳未満児</td> <td>3,000円</td> <td>+一定額上乗せ</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">月～金曜利用</td> <td>3歳未満児</td> <td>2,500円</td> <td>+一定額上乗せ</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>2,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜のみ</td> <td>3歳未満児</td> <td>500円</td> <td>+一定額上乗せ</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="443 1794 927 1951"> <caption>一時保育</caption> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4時間以内</td> <td>3歳未満児</td> <td>1,300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>650円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8時間以内</td> <td>3歳未満児</td> <td>2,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>1,300円</td> <td>（給食費含む）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="443 1968 927 2067"> <caption>休日保育</caption> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1時間あたり</td> <td>3歳未満児</td> <td>330円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>160円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	3歳未満児	3歳以上児	被保護世帯	0円	0円	市町村民税非課税世帯	7,000円	5,000円	市町村民税課税世帯	15,000円	11,000円	所得税64,000円未満	28,000円	23,000円	64,000円～160,000円未満	44,000円	26,000円	160,000円～408,000円未満	57,000円	28,000円	408,000円以上	60,000円	29,000円	早朝分		無料		月～土曜利用	3歳未満児	3,000円	+一定額上乗せ	3歳以上児	3,000円		月～金曜利用	3歳未満児	2,500円	+一定額上乗せ	3歳以上児	2,500円		土曜のみ	3歳未満児	500円	+一定額上乗せ	3歳以上児	500円		4時間以内	3歳未満児	1,300円		3歳以上児	650円		8時間以内	3歳未満児	2,600円		3歳以上児	1,300円	（給食費含む）	1時間あたり	3歳未満児	330円		3歳以上児	160円		<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園数：16園（私立1） ● 入所定員：1,520人（60） ● 入所児童数：1,344人（9） （平成15年4月1日現在） <table border="1" data-bbox="979 808 1463 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>9,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>19,500円</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>所得税64,000円未満</td> <td>30,000円</td> <td>25,600円</td> </tr> <tr> <td>64,000円～160,000円未満</td> <td>44,500円</td> <td>26,800円</td> </tr> <tr> <td>160,000円～408,000円未満</td> <td>61,000円</td> <td>27,700円</td> </tr> <tr> <td>408,000円以上</td> <td>66,400円</td> <td>28,600円</td> </tr> </tbody> </table>  <table border="1" data-bbox="979 1518 1463 1839"> <caption>（15年度） 長時間保育</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳以上児</th> <th>3歳未満児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早朝分</td> <td>700円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>1時間半</td> <td>2,300円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>3,000円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2時間半</td> <td>3,700円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>4,400円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>3時間半</td> <td>5,100円</td> <td>8,700円</td> </tr> <tr> <td>土曜2時まで</td> <td>500円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>土曜6時まで</td> <td>2,100円</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="979 1856 1463 1951"> <caption>一時保育</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳以上児</th> <th>3歳未満児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間あたり</td> <td>160円</td> <td>330円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="979 1968 1463 2067"> <caption>休日保育</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳以上児</th> <th>3歳未満児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間あたり</td> <td>160円</td> <td>330円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（給食費別徴収）</p>	区分	3歳未満児	3歳以上児	被保護世帯	0円	0円	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円	所得税64,000円未満	30,000円	25,600円	64,000円～160,000円未満	44,500円	26,800円	160,000円～408,000円未満	61,000円	27,700円	408,000円以上	66,400円	28,600円		3歳以上児	3歳未満児	早朝分	700円	1,100円	1時間半	2,300円	3,900円	2時間	3,000円	5,100円	2時間半	3,700円	6,300円	3時間	4,400円	7,500円	3時間半	5,100円	8,700円	土曜2時まで	500円	800円	土曜6時まで	2,100円	3,500円		3歳以上児	3歳未満児	1時間あたり	160円	330円		3歳以上児	3歳未満児	1時間あたり	160円	330円
区分	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																					
被保護世帯	0円	0円																																																																																																																																					
市町村民税非課税世帯	7,000円	5,000円																																																																																																																																					
市町村民税課税世帯	15,000円	11,000円																																																																																																																																					
所得税64,000円未満	28,000円	23,000円																																																																																																																																					
64,000円～160,000円未満	44,000円	26,000円																																																																																																																																					
160,000円～408,000円未満	57,000円	28,000円																																																																																																																																					
408,000円以上	60,000円	29,000円																																																																																																																																					
早朝分		無料																																																																																																																																					
月～土曜利用	3歳未満児	3,000円	+一定額上乗せ																																																																																																																																				
	3歳以上児	3,000円																																																																																																																																					
月～金曜利用	3歳未満児	2,500円	+一定額上乗せ																																																																																																																																				
	3歳以上児	2,500円																																																																																																																																					
土曜のみ	3歳未満児	500円	+一定額上乗せ																																																																																																																																				
	3歳以上児	500円																																																																																																																																					
4時間以内	3歳未満児	1,300円																																																																																																																																					
	3歳以上児	650円																																																																																																																																					
8時間以内	3歳未満児	2,600円																																																																																																																																					
	3歳以上児	1,300円	（給食費含む）																																																																																																																																				
1時間あたり	3歳未満児	330円																																																																																																																																					
	3歳以上児	160円																																																																																																																																					
区分	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																					
被保護世帯	0円	0円																																																																																																																																					
市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円																																																																																																																																					
市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円																																																																																																																																					
所得税64,000円未満	30,000円	25,600円																																																																																																																																					
64,000円～160,000円未満	44,500円	26,800円																																																																																																																																					
160,000円～408,000円未満	61,000円	27,700円																																																																																																																																					
408,000円以上	66,400円	28,600円																																																																																																																																					
	3歳以上児	3歳未満児																																																																																																																																					
早朝分	700円	1,100円																																																																																																																																					
1時間半	2,300円	3,900円																																																																																																																																					
2時間	3,000円	5,100円																																																																																																																																					
2時間半	3,700円	6,300円																																																																																																																																					
3時間	4,400円	7,500円																																																																																																																																					
3時間半	5,100円	8,700円																																																																																																																																					
土曜2時まで	500円	800円																																																																																																																																					
土曜6時まで	2,100円	3,500円																																																																																																																																					
	3歳以上児	3歳未満児																																																																																																																																					
1時間あたり	160円	330円																																																																																																																																					
	3歳以上児	3歳未満児																																																																																																																																					
1時間あたり	160円	330円																																																																																																																																					

●住民サービスは？保健福祉関係

協議項目	任意合併協議会 協議結果	岡谷市の現行制度
健康診査（老・成人保健）、成人病検診	<ul style="list-style-type: none"> ●従来から実施している健康診査、検診は、対象年齢を統一して引き続き実施する。実施方法は、医師会と協議調整する。 ●個人負担金は無料とする。 	基本健康診査、胃検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肺がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、前立腺がん検診、肝炎ウィルス検査、緑内障検診など。 個人負担金あり
福祉医療（医療費特別給付金）制度	「乳幼児」は、就学前をすべて対象。ただし、原村は3年の経過措置を設ける。 「68・69歳の方」は、県補助対象基準に統一し、住民税非課税世帯を対象。原村および富士見町は5年程度の経過措置を設ける。 「75歳以上の方」は、茅野市の例により、住民税非課税世帯の場合に無料化。	[乳幼児]・入院就学前・外来4歳未満、所得制限なし。 [老人]・県基準による（参考：県基準） ●住民税非課税世帯、老人保健法を準用した一部負担あり。
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ●賦課方式は「保険税」に統一。 ●保険税率は、合併する年度は旧市町村の例により、新市で国民健康保険運営協議会を設置し検討。（著しい差異が生じる場合は不均一課税を適用する。） ●納期は12期（毎月）とする。 ●基金は他の基金と同様に持ち寄ることとする。 【人間ドック助成事業】 <ul style="list-style-type: none"> ●現行のとおり 【脳ドック助成】 <ul style="list-style-type: none"> ●種類により1～3万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●賦課方式は「保険税」（富士見町が保険料） ●保険税 146,499円（参考：H13年度 1世帯当たり） ●納期は8期（7月～2月） ●H14年度末基金現在高 485,868千円 【人間ドック助成事業】 35歳以上70歳未満 ●日帰り15,000円、1泊2日30,000円 【脳ドック助成】 ●種類により1～3万円
障害者社会参加事業および各市町村で実施している同様な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●合併時、岡谷市の例にならって障害者社会参加事業を拡大し調整実施する。 ●運転免許取得助成 ●自動車改造助成 ●手話通訳者派遣事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許取得助成 ●自動車改造助成 ●手話通訳者派遣事業 ●スポーツ教室開催事業 ●生活訓練事業 など
福祉バスおよび循環バス	<ul style="list-style-type: none"> ●当面は現行どおりとし、新市で循環バスを含めて検討する。 ●当面は現行どおりとし、新市で福祉バスを含めて検討する。 	【シルキーバス】 <ul style="list-style-type: none"> ●運賃／大人150円、小学生以下80円 ●バス仕様／29人乗り ●路線／単線 5路線、6便～14便／日（計48便） 循環線 内・外回り各3便／日（計6便） 【スワンバス】 <ul style="list-style-type: none"> ●運賃／大人150円、小学生以下80円 ●バス仕様／41人乗り ●路線／内・外回り各8便／日（計16便）
介護予防・生活支援事業（市町村単独の介護保険上乘せサービス）	<ul style="list-style-type: none"> ●6市町村間の事業内容に差異があるので、合併後3年を目途に統一を図るよう新市で検討する。ただし、利用者負担は合併時に介護報酬費用の1割に統一する。 	いきいき生活支援サービス事業（重症化予防） <ul style="list-style-type: none"> ●ヘルプサービス（訪問介護） ●デイサービス（通所介護） ●ショートステイ（短期入所生活介護）

●住民サービスは？住民生活関係

協議項目	任意合併協議会 協議結果	岡谷市の現行制度
道路除雪関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●新市で、除雪マニュアルを作成する。 ●その中で除雪体制の整備、除雪路線、地区への除雪補助について調整し、実施する。なお、除雪の目安は10cm以上とし、塩カル散布基準は除雪路線に合わせて散布する。 	業者委託により実施 【除雪】 74路線 80km 除雪の目安 15cm以上 【塩カル散布】 74路線 80km
交通災害共済	<ul style="list-style-type: none"> ●新市で長野県民交通災害共済組合に加入し、交通災害共済事業を実施する。会費の徴収方法等は、6市町村で合併時までに調整する。 大人400円、小学生・園児100円 	<ul style="list-style-type: none"> ●岡谷市交通災害共済 大人350円、中学生以下250円

●住民サービスは？経済関係

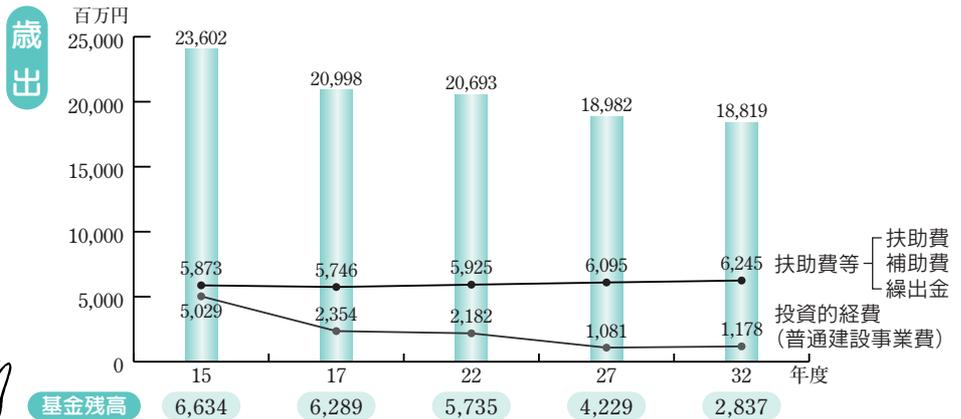
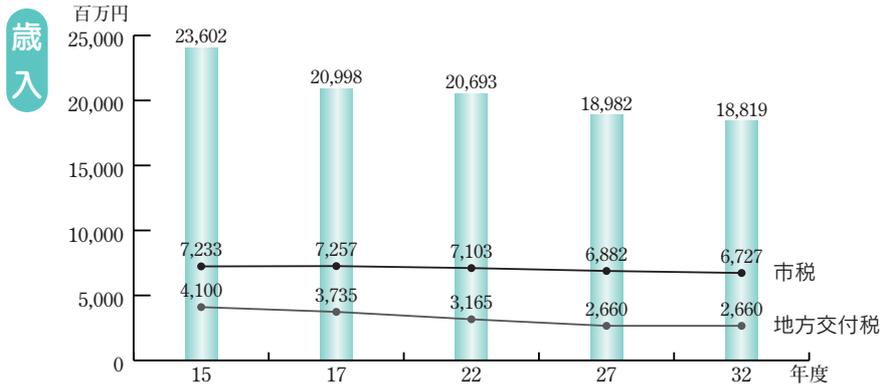
協議項目	任意合併協議会 協議結果	岡谷市の現行制度
中小企業融資制度資金	<ul style="list-style-type: none"> ●6市町村の現況を踏まえ、新規の融資制度を設け、制度の内容は、6市町村で合併時までに検討し調整を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●振興資金・小規模企業資金・開業資金 ●経営安定資金・高度化資金・工場取得 ●関連倒産防止・宿舍等建設 など

●住民サービスは？教育関係

協議項目	任意合併協議会 協議結果	岡谷市の現行制度
放課後児童クラブ（学童クラブ）運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●現在ある施設をそのまま使用していく。利用料等は当面現行どおりとし、合併後3年以内に調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●9クラブ（田中小学校は土曜日も実施） ●利用料 無料 ●保険料 年額 500円 ●実費徴収 長期休業中 5時間未満400円、5時間以上800円
小中学校の通学区域	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校の通学区域は、現行のとおりとする。 	【小学校】 8校 112学級 児童数 3,084人 (H14.5.1) 【中学校】 4校 50学級 生徒数 1,557人 (H14.5.1)



合併しない場合の 財政推計



岡谷市は、合併をしない場合の独自の財政推計を行いました。

推計期間は、平成16年度から平成32年度までの17年間です。推計の対象にした会計は、一般会計などの普通会計です。

歳入は、国で三位一体の改革が進められていますが、制度改正の内容や時期などの具体的な事項が決まっていないため、将来の見通しに当たっては、現行制度の内容を推計の基礎条件として試算しました。なお、地方交付税については、交付税総額を国税5税法定率分（所得税、酒税の32%、法人税は12年度から当分の間35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%と国の一般会計からの加算）と想定し、岡谷市独自の要素を取り入れ、実際の予算編成に近い推計を行いました。結果として、地方交付税は、平成15年度の41億円から平成32年度の26億6000万円の約35%の減になります。

歳出は、人件費を削減し、また、投資的経費は、想定される事業を年度計画で積算しましたが、各年度の収支バランスを均衡に保つため、収支が赤字になる見込みの場合には、基金繰入金の充当と投資的経費を削減しました。投資的経費は、平成17年度の23億5400万円から平成32年度の11億7800万円の約50%の減で、半分に減ってしまいます。

このようにして、岡谷市は、赤字にならないように基金（貯金）からの繰り入れを行うなどして、各年度の歳入、歳出を推計しました。市税や、地方交付税などが減額される中、予算規模は、平成15年度の236億200万円から平成32年度の188億900万円の約20%の縮小になります。

少子・高齢化が進む中で、市民生活に大きく影響する福祉関係の予算を削減できない中、結果的には投資的経費という、道路を造ったり、保育園、学校など公共施設を整備する社会資本の整備に回すお金を大幅に削減せざるを得なくなります。

また、基金残高も、15年度末の66億3400万円から32年度末には28億3700万円と約57%の減となってしまいます。

この推計の結果、ここ10年間位の平成24年度までは、市民要望に財政が^{こた}応えていくことができますが、平成25年度以降は、投資的経費が10億円台にまで大幅に減額せざるを得ないことになり、将来の岡谷市の財政運営は大変厳しいものとなっていくことが予想されます。